

【 検査 】

541 PR3-ANCAとANCA定性（好酸球性多発血管炎性肉芽腫症）
の併算定について

《令和7年5月30日》

○ 取扱い

好酸球性多発血管炎性肉芽腫症（アレルギー性肉芽腫性血管炎・チャグ・ストラウス症候群）の経過観察時におけるD014「33」抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体（PR3-ANCA）と「38」抗好中球細胞質抗体（ANCA）定性の併算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

抗好中球細胞質抗体（ANCA）検査には、ANCAを総合的に検出するANCA定性と特定の抗原であるミエロペルオキシダーゼに対する抗体（MPO-ANCA）を主に検出する検査並びにプロテイナーゼ3抗体（PR3-ANCA）を主に検出する検査がある。

ANCA関連血管炎の一種である好酸球性多発血管炎性肉芽腫症（アレルギー性肉芽腫性血管炎・チャグ・ストラウス症候群）では、PR3-ANCAの陽性率は低いとされている。

したがって、当該疾患確定後の経過観察時においては、PR3-ANCAを測定する有用性は低く、ANCA定性とを併せて測定する有用性も低いと考えられる。

以上のことから、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症（アレルギー性肉芽腫性血管炎・チャグ・ストラウス症候群）の経過観察時におけるD014「33」抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体（PR3-ANCA）と「38」抗好中球細胞質抗体（ANCA）定性の併算定は、原則として認められないと判断した。